

# 規制改革・民間開放推進会議 官業民間開放WG ヒアリング調査票

(所管省庁名: 文部科学省)

【事務・事業名】 独立行政法人日本学術振興会

1. 根拠法令	独立行政法人日本学術振興会法(平成14年法律第159号)
2. 実施主体	独立行政法人日本学術振興会
3. 従事者数	104人(うち役員5名、職員99名)
4. 予算額	137,921百万円(平成18年度)
5. 事務・事業の内容	学術研究の助成、研究者養成のための資金の供給、学術に関する国際交流の促進等を行っている。
6. 民間開放の状況	中期計画に基づき、事業の効率化、合理化の観点から、民間に委ねられる業務については、積極的に民間委託を図ることとしている。 具体的には以下の通り。 情報システム運用管理支援業務 オンライン申請システムの維持運用保守 国際会議等の運営補助
7. 当該事務事業を廃止した場合の影響	日本学術振興会は、学術の振興を目的とする法人であり、研究者の自由な発想に基づく研究活動を通じ、あらゆる学問分野にわたって展開される知的創造活動を支援している。 第三期科学技術基本計画においても、競争的資金の拡充やそのための配分機関の機能強化、また若手研究者の自立支援、国際活動の戦略的推進などが強調されているところである。当該事務事業が廃止された場合、これらの達成が困難となる。
8. 更なる民間開放についての見解	少数の人員で事業を展開していることから、外部委託すべき事業があれば、検討したい。
9. 個別の質問項目	<p>【質問】</p> <p>日本学術振興会が係わる科学研究費補助金等の研究費助成事業の執行業務についても、より公正性・透明性の高い審査・評価基準や方法の確立が必要であり、そのほか、審査者・評価者の選任方法、不正防止の管理監督体制、不合理な研究費の重複・過度の集中防止への取組等、一連の業務について配分機関が第三者に評価される手段を早急に確立するべきである。そのためにも、単独の配分機関が当該業務を行うべきでなく、複数の配分機関の比較ができるように、当該補助金の配分を日本学術振興会以外の民間にも開放すべきと考えるが、貴省の見解を伺いたい</p> <p>【回答】</p> <p>研究者コミュニティと一体となって運営され、審査基準の公表や審査結果の開示など、公正性・透明性の高い審査評価が行われている独立行政法人日本学術振興会は、我が国の学術研究を支援する基幹的な研究費である科研費の配分を行う機関として適切であると考えており、現在の実施体制を維持すべきと考えている。</p>

規制改革・民間開放推進会議 官業民間開放WG ヒアリング調査票

(所管省庁名: 文部科学省)

【事務・事業名】 独立行政法人日本学術振興会

【質問】

科学研究費補助金を始めとした競争的研究資金において、特定の研究者・研究機関への不合理な重複や過度の集中が存在していることが問題視されているが、どのような審査体制・審査基準で対応しているのか、重複・集中を指摘できたことがあるのか、具体的にお示しいただきたい。

【回答】

科学研究費補助金制度では、特定の研究者に多額の研究費が集中しないよう、「同一研究種目においては、複数の応募を認めない」などの制度内でのルール(重複応募の制限)を設けている。また、府省横断的な重複・集中を排除するための取組として、「競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除等に関する指針」(平成17年9月9日 競争的研究資金に関する関係府省申し合わせ)を踏まえ、関係規程にそれらに関する扱いを明記するとともに、審査において、研究計画調書の「他の研究課題の受入・応募等の状況」欄を参照・確認し、他の要素と合わせて総合的な判断を行い、課題の採否を決定している。

【質問】

科学研究費補助金等競争的研究資金の採択・配分状況において、「資金が特定大学、特に国立大学に集中している」等の問題点が指摘されているところである。事実、平成18年度科学研究費補助金の研究機関別配分状況(平成18年4月17日 文部科学省公表)を見るに、応募件数に比べ採択件数・採択率・配分額とも国立大学の割合が私立大学等の他の研究機関に比し割合が高くなっている(注)。この指摘されている問題点に対し、貴省の見解を伺いたい。

上記の問題点の主な要因は、現在の審査員の選任方法や審査員への事後的な評価等の公正性の低さにあると考えられるが、審査員の選任方法や評価に関する問題点の現状認識と今後の改革の方向性について、貴省の見解を伺いたい。

また、科学研究費補助金を始めとした競争的研究資金における審査員の選任は、プログラムオフィサーの推薦の下、審査委員選考会にて決定されると承知している。この制度であるとプログラムオフィサーによる公正な推薦が必須となるが、この多大な権限を持つプログラムオフィサーの選任方法、選任基準についてご教示いただきたい。

【回答】

研究機関別配分状況については、科研費は、研究者個人に対する研究助成を行う制度であり、その配分に際しては、国公私を問わず、ピア・レビューによる厳正・公正な審査に基づいて、採否を決定した結果として、現状のとおりとなっている。

審査員の選任については、総合科学技術会議が平成15年4月にまとめた「競争的研究資金制度改革について」(意見)にしたがって、従来の日本学術会議の推薦に基づく方式から、振興会がプログラムオフィサーの意見に基づいて主体的に責任を持って選任する方法に変更したところである。

具体的な選定にあたっては、分野に精通し、公正で十分な評価能力を有することだけでなく、審査員の所属機関の偏りを排除するなどのルール(別紙1参照)を定めて実施しており、また、審査後には、審査員ごとの審査結果をプログラムオフィサーが検証し、プログラムディレクターがチェックする仕組みも取り入れており、審査の公正性の確保に努めている。

今後については、審査員等の意見を聴きながら、必要な改善を図ることとしている。

プログラムオフィサーの選任については、候補者の推薦を全国の大学・研究機関に依頼しており、各研究機関からは、

専門分野

科学研究費補助金、その他の競争的資金の取得状況

科学研究費補助金、その他の競争的資金での審査員歴

重要論文・著書

学術賞の受賞歴

審議会委員等の活動歴

といった、候補者の活動経歴に関する調書の提出を求めている。

その上で、個々の調書をもとに、選考基準(別紙2参照)に基づいて、プログラムオフィサーとしてふさわしい人材を学識経験者の意見を踏まえて、日本学術振興会が選考している。

9. 個別の質問項目